

大台町人権施策基本方針

【第2次改定】

2020年（令和2年）3月

大台町

目 次

第1章 基本的な考え方	1
1. 基本方針策定の背景	1
2. 基本方針改定の経緯	7
3. 基本方針の理念	8
4. 基本方針の性格	8
第2章 分野別施策の推進	9
1. 女性の人権について	9
2. 子どもの人権について	12
3. 高齢者の人権について	15
4. 障がい児・障がい者の人権について	18
5. 同和問題について	21
6. 外国人の人権について	23
7. さまざまな人権問題について	25
第3章 施策の推進	27
1. 推進体制	27
2. 教育・啓発	27
3. 人材の育成	27
4. 情報の提供	27
5. 相談・支援体制	27
6. ボランティア・NPO活動	28
参考資料	
用語等の解説	29
「人権尊重の町宣言」	34
大台町人権尊重のまちづくり条例	35
日本国憲法（抜粋）	37
世界人権宣言（仮訳文）	41

第1章 基本的な考え方

1. 基本方針策定の背景

世界の動向

20世紀、2度にわたる世界大戦の悲惨な状況を体験した我々人類は、平和と人権の尊さを学びました。世界平和を目的に創設された国際連合（国連）は、1948年（昭和23年）に、すべての人々とすべての国が達成すべき人権の基準を定めた世界人権宣言を採択しました。その後国連は、世界人権宣言を実効あるものとするため、国際人権規約をはじめ、人種差別撤廃条約、女子差別撤廃条約、児童の権利に関する条約などの多くの条約を採択するとともに、女性や障がい者などの重要な課題ごとに国際年を設定し、各国が人権の尊重される社会の実現に取り組んできました。

しかし、世界各国では紛争や内戦により、飢餓や難民問題など、人権を脅かす状況が後を絶ちません。このような課題に対応するための人権教育を行うため、1989年（平成元年）、個人やNGO（非政府組織）により「人権教育の10年組織委員会」が結成されました。

1993年（平成5年）3月には、ユネスコが開催した「人権と民主主義のための教育に関する国際会議」において、「人権と民主主義のための教育に関する世界行動計画」が採択されました。また、同年6月、世界人権宣言採択45周年を契機に、これまでの人権活動の成果を検証し、現在直面している課題や今後進むべき方向を協議することを目的として、国連がウィーンで開催した「世界人権会議」では、「人権教育のための国連10年」の設定や国連人権高等弁務官の設置が提唱されました。

このような経過を経て、1994年（平成6年）12月の第49回国連総会において、1995年（平成7年）から2004年（平成16年）までの10年間を、「人権教育のための国連10年」とすることが決議されました。

その決議文のなかで、人権教育を「社会のあらゆる階層にある人々が他者の尊厳について学び、また、その尊厳をあらゆる社会で確立するための方法と手段について学ぶための、生涯にわたる総合的な過程」とし、その具体的なプログラムとして、「人権教育のための国連10年に関する行動計画」が示されました。

2004年（平成16年）「人権教育のための国連10年」の終了を受け、第59回国連人権委員会にて、「人権教育のための世界計画」を提案する「人権教

育の国連10年フォローアップ決議」が無投票で採択されました。また2004年（平成16年）12月総会では「国連10年」の取組として「人権教育のための世界計画」が採択されました。

この世界計画においては、第1段階として、「初等中等教育における人権教育」が2007年（平成19年）～2008年（平成20年）に取り込まれ、2010年（平成22年）からは第2段階として、「高等教育における人権教育及び教員、教育者、公務員、法執行官、軍関係者への人権教育」に重点が置かれています。

また、2005年（平成17年）9月の国連総会特別首脳会合で採択された成果文書において、開発や安全保障と並んで人権が国連の重要分野の1つとして取り上げられているように、国際社会では人権問題への対応・人権の主流化の重要性が再確認されています。

このような人権主流化の流れをうけ2006年（平成18年）3月には、経済社会理事会の下部組織であったそれまでの人権委員会に替えて、国連が世界の人権問題を効果的に対処するための人権理事会が設立されました。

2015年（平成27年）9月には国連で貧困対策から健康や福祉、教育や人権、環境や産業など全ての分野を網羅し、全世界を対象とした2030年（令和12年）までの持続可能な開発目標（SDGs）が採択されました。

わが国の動向

わが国は、国際連合及び国際社会の一員として、今日までに婦人の参政権に関する条約をはじめ、国際人権規約や女子差別撤廃条約、児童の権利に関する条約、人種差別撤廃条約などを批准してきました。

また、日本国憲法でうたわれている国民の基本的人権の確立と擁護を図るため、教育基本法、職業安定法、児童福祉法などの関係法令の整備がなされ、施策の推進が図られてきました。

わが国においては、さまざまな人権問題が存在しますが、とりわけ、わが国固有の人権問題である同和問題については、1965年（昭和40年）の「同和对策審議会答申」において、その解決は国の責務であると同時に国民的課題であるとされました。

しかしながら、差別事象が後を絶たないなど、同和問題の解決は依然として重要な課題となっています。

さらに、私たちのまわりでは、女性、子ども、高齢者、障がい者、外国人などに対する多くの人権侵害が起こっています。

1996年（平成8年）5月、地域改善対策協議会から出された意見具申では、「国際社会におけるわが国の果たすべき役割からすれば、まず足元というべき国内において、さまざまな人権問題を一日も早く解決するよう努力することは、国際的な責務である」と述べています。また、同年12月には、人権教育や人権擁護・救済に関し、国の責務を明らかにした「人権擁護施策推進法」が制定されました。この法律により、人権尊重のための教育・啓発ならびに人権侵害を受けた被害者の救済に関する基本的事項を調査審議する「人権擁護推進審議会」が1997年（平成9年）3月に設置され、政府から「人権尊重の理念に関する国民相互の理解を深めるための教育及び啓発に関する施策の総合的な推進に関する基本的事項」及び「人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項」の二つの事項が諮問されました。前者については1999年（平成11年）に答申がなされ、これを受けて、2000年（平成12年）には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が施行され、これに基づく「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定し、毎年国会にその成果を報告しています。また、「持続可能な開発のための教育の10年」についても、実施計画が2006年（平成18年）に策定されました。

男女の人権が尊重され、男女共同による社会をめざすため、1999年（平成11年）には「男女共同参画社会基本法」が施行されました。

虐待や暴力に関しては、2000年（平成12年）に「児童虐待の防止等に関する法律」が2001年（平成13年）に「配偶者からの暴力の防止及び被

害者の保護に関する法律（DV防止法）」が制定されました。

この間、2004年（平成16年）には、犯罪の防止と犯罪被害者等の権利の尊重・支援のための施策を推進するため「犯罪被害者等基本法」が制定されました。

2006年（平成18年）には、障がいのある人への福祉サービスを一元化するための「障害者自立支援法」、高齢者の尊厳を保持するための「高齢者虐待防止法」、また、高齢者・障がいのある人等が、自立して日常生活や社会生活を送れるための「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」、また、2012年（平成24年）10月には、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障がい者に対する保護や自立の支援、養護者に対する支援などを行うことにより障がい者の権利利益の擁護に資することを目的とした「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」がそれぞれ施行されました。

2009年（平成21年）には、ハンセン病問題の解決の促進に関し必要な事項を定めた「ハンセン病問題の解決の促進に関する法律（ハンセン病問題基本法）」が制定されました。

「人権教育のための国連10年」の取組に関しては、1995年（平成7年）12月に内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」が設置され、1997年（平成9年）7月には国内行動計画が策定されました。この計画では、人権教育を進めるうえで、女性、子ども、高齢者、障がい者、同和問題、外国人などの重要課題について、地方公共団体、民間団体などがこの問題の取組を展開するための具体的方向が提起されました。

2016年（平成28年）には、差別を解消することを目的に、3つの法律（いわゆる差別解消3法）が施行されました。

2016年4月に施行された「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」は、障がいを理由とする差別を解消するため、国・都道府県・市町村や事業者などに対し、「不当な差別的取り扱い」を禁止し、「合理的配慮の提供」を求めることで、障がいのある人もない人も安心して暮らせる社会の実現をめざしたものです。

同年6月に施行された「本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）」は、特定の民族や国籍の人々を排斥し、不安や差別意識を生じさせることになりかねない差別的言動（ヘイトスピーチ）をなくすことで、民族や国籍などの違いを超え、互いに人権を尊重しあう社会を築くことをめざしたものです。

同年12月に施行された「部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）」は、現在もなお部落差別が存在し、インターネット上への差別的な書

き込みなど、部落差別に関する状況が変化している中、決して許されないものであるとの認識のもとに、部落差別がない社会の実現をめざしたものです。

三重県の動向

三重県は、1990年（平成2年）3月に県議会において人権県宣言を決議しました。1996年（平成8年）11月、人権啓発などを推進するための拠点として、「三重県人権センター」を開設するとともに、知事を本部長とする「三重県人権教育のための国連10年推進本部」を設置しました。1997年（平成9年）10月には、「人権が尊重される三重をつくる条例」を施行し、県の人権に関する重要施策などについて審議する「三重県人権施策審議会」を設置しました。この審議会の意見をふまえ、1999年（平成11年）3月「三重県人権施策基本方針」と「人権教育のための国連10年三重県行動計画」が策定されました。その後の状況などを元に「三重県人権施策基本方針第1次改定」が2006年（平成18年）3月に策定され、その行動計画として、2007年（平成19年）には、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第一次）」が策定されました。

1999年（平成11年）に「三重県バリアフリーのまちづくり推進条例」、2001年（平成13年）に「三重県男女共同参画推進条例」が施行され、2002年（平成14年）に「三重県男女共同参画基本計画」が策定されました。

2009年（平成21年）には、「三重県人権教育基本方針」の改定、「みえ障がい者福祉プラン・第2期計画」、「みえ高齢者元気・かがやきプランー改訂版」及び「三重県自殺対策行動計画」が策定されました。

2010年（平成22年）には、「人権教育ガイドライン」の作成のほか、「第二期三重県次世代育成支援行動計画」、「三重県教育ビジョン～子どもたちの輝く未来づくりに向けて～」が策定されました。

2011年（平成23年）には、「人権が尊重される三重をつくる行動プラン（第二次）」の策定、「三重県子ども条例」の制定のほか、「第2次三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進計画」、「第2次三重県男女共同参画基本計画」、「三重県国際化推進指針 第一次改定」がそれぞれ策定されました。

2015年（平成27年）に「三重県人権施策基本方針」の第二次改定後、2016年（平成28年）に「人権が尊重される三重をつくる第3次行動プラン」を策定して取り組みを進めてきました。また、2020年（令和2年）には「人権が尊重される三重をつくる第4次行動プラン」を策定することとしています。また、三重県教育委員会では、2017年度（平成29年度）に人権教育基本方針、2018年度（平成30年度）に人権教育ガイドラインの改定をそれぞれ行いました。2018年（平成30年）には、「障がいの有無にかかわらず誰もが共に暮らしやすい三重県づくり条例」が施行されました。

2. 基本方針改定の経緯

2006年（平成18年）1月10日、旧大台町と旧宮川村が合併し誕生した新大台町では同年12月の定例町議会において、すべての人々の人権を守り、明るく住みよい社会を築くために「人権尊重の町宣言」が採択されました。これを受け、2007年（平成19年）3月の定例町議会において「大台町人権尊重のまちづくり条例」が制定されました。その中で、「大台町人権施策審議会」を設置し、明るく住みよい「人」にやさしい町の実現を図ることを目的とする人権施策を推進するため、その基本となる「大台町人権施策基本方針」を策定しました。

さらに、2007年（平成19年）6月には、第1次大台町総合計画前期【期間：2007年（平成19年）～2011年（平成23年）】を策定し、総合的・体系的かつ計画的に事業を推進してきました。2012年（平成24年）4月に第1次大台町総合計画後期基本計画【期間：2012年（平成24年）～2016年（平成28年）】を策定し、2017年（平成29年）4月に第2次大台町総合計画前期基本計画【期間：2017年（平成29年）～2020年（平成32年）】を策定し、正しい知識と理解を深め、いかなる差別も許さない心を育てること、人権侵害をなくすためあらゆる機会を通じた啓発・広報活動の推進、人権を考え認識できる機会を作ることを記述しています。

大台町人権施策基本方針は2015年（平成27年）1月に第1次改定を行いました。

2019年（令和元年）12月には、この基本方針を再度見直し、より充実した人権施策を進めるため、大台町人権施策審議会に基本方針の改定について諮問し、2020年（令和2年）1月に答申をいただき、「大台町人権施策基本方針第2次改定」を2020年（令和2年）3月に策定しました。

この基本方針は、女性、子ども、高齢者、障がい児、障がい者、同和問題、外国人などさまざまな人権問題について、現状と課題を明らかにし、人権尊重の観点から今後、町が取り組むべき方針を定めるものです。

3. 基本方針の理念

「大台町人権尊重のまちづくり条例」は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下での平等を定める日本国憲法の理念のもとに制定された「人権尊重の町宣言」の趣旨にのっとり、明るく住みよい「人」にやさしい町の実現を図ることを目的としています。凶悪犯罪の増加や、生命の大切さへの認識の希薄化等、変化する社会環境のなかで、この条例の目的とする社会を実現するために、人権問題に関する教育や啓発活動など、さまざまな事業を推進することにより、人権問題を町民一人ひとりが自分の課題としてとらえ、お互いの個性や人権を尊重する地域社会をめざします。

この基本方針は、町民一人ひとりの人権が尊重、擁護され、個性豊かに能力が発揮できる共生社会をめざし「人権の世紀」と呼ぶにふさわしい公平で公正な地域社会を実現させることを基本理念とします。

4. 基本方針の性格

「大台町人権施策基本方針」は、次の性格を持つものです。

- (1) 自然と人が調和した環境で、すべての人が尊重され、共に生き、共に助け合い、個性が尊重される「人権社会」の構築をめざし、21世紀を本町における「人権の世紀」とするために、人権教育の推進に関する基本的理念と方針を示します。
- (2) 「第2次大台町総合計画前期基本計画」、「大台町人権尊重のまちづくり条例」などさまざまな計画や施策で人権尊重のまちづくりに総合的、体系的に取り組んでいきます。
- (3) この基本方針は、本町が推進する具体的な人権施策の方向を示したものです。民間団体や企業においても、この基本方針の趣旨に沿った自主的な取組を期待するものです。また、町民一人ひとりが自らの課題として取り組んでいくことが求められます。

第2章 分野別施策の推進

1. 女性の人権について

現状と課題

わが国においては、1998年（平成10年）に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」が改正され、1999年（平成11年）6月には「男女共同参画社会基本法」が成立しました。

また、三重県においては、2001年（平成13年）に「三重県男女共同参画推進条例」が施行されました。これに基づき、2002年（平成14年）3月に「三重県男女共同参画基本計画」（2002年度～2010年度）（2007年（平成19年）3月に改定）が策定され、男女が対等な立場で、互いに尊重し合い、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、協力しながら活躍できる男女共同参画社会を実現するため、総合的、計画的な取組が推進されてきました。

2011年（平成23年）3月には「第2次三重県男女共同参画基本計画」（2011年度～2020年度）が策定され、2016年（平成28年）度には基本計画の改定を行い、女性活躍推進法に基づく「都道府県推進計画」としても位置づけられました。

大台町においても、2012年（平成24年）3月に「大台町男女共同参画基本計画」（2012年度～2016年度）を策定し、2017年（平成29年）3月には「第2次大台町男女共同参画基本計画」を策定しました。この計画の一部は、引き続き「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」に位置づけるとともに、新たに女性活躍推進法に基づく「市町村推進計画」として位置づけ策定し、各分野で計画に沿った施策に取り組んでいます。

こうした中で、女性の人権を尊重する意識も普及しつつあり、男女平等についての重要性は着実に理解され、教育の推進などの取組が進められてきました。

しかし、依然として、性別による固定的な役割分担意識や経済的な格差も残っており、また一方では、女性に対するセクシュアル・ハラスメントやDV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為などの人権侵害も深刻な問題となっています。

このような状況の中、女性への暴力に対して、女性の人権を擁護するため、2000年（平成12年）「ストーカー行為等の規制等に関する法律（ストーカー規制法）」の制定や、DVに対しては、2004年（平成16年）に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（配偶者暴力防止法）」の改正

等の法整備がなされています。

男女間の不平等をなくし、男女共同参画社会を実現するためには、学校教育だけでなく社会教育においても学習の機会を設け、家庭・職域・地域社会で、それぞれの個性と能力が発揮できるような環境づくりを一層進めていくことが求められています。

基本方針

さまざまな分野で男女の性による固定的な役割分担がなされてきましたが、こうした意識を払拭し、男女が同等の立場で、それぞれの個性と能力を十分に発揮し、活躍できる社会の実現をめざします。また、セクシュアル・ハラスメント、DV、ストーカー行為、性犯罪など、身体的、性的、心理的な女性に対するあらゆる暴力を根絶し、女性の人権を擁護するための諸施策を推進します。

長い期間にわたり固定化された観念を取り除くための啓発や、女性の人権問題に対する正しい理解や認識を深めるための教育を充実するとともに、男女共同参画の視点に立ってあらゆる分野において性別にかかわらず参画できる条件整備に努めます。

推 進

(1) 教 育

① 保育園・学校教育

子どもたちが一人ひとりの個性や能力の違いを認め合いながら、お互いを尊重し、お互いを大切にする心や態度をはぐくむため男女共生・男女平等教育を充実させます。さらに、男女共同参画についても理解を深め、社会的性差(ジェンダー)による固定的な役割分担にとらわれない意識の醸成に向けた教育を推進します。

② 社会教育

男女の固定化された役割分担などに対する意識改革を図るとともに、性別にかかわらずその生き方を主体的に選択でき、充実した人生を送るために必要な学習機会の充実に積極的に取り組みます。また、女性の人権を侵害し、男女共同参画社会の実現を阻害する、セクシュアル・ハラスメント、DV等の防止に関する学習機会の充実に積極的に取り組みます。

(2) 啓発・広報活動

学校・家庭・職域・地域社会など、あらゆる場において男女平等、男女

共同参画を推進するための啓発・広報活動を推進します。

(3) 関係機関との連携

女性相談所、フレンテみえ（三重県男女共同参画センター）などの関係機関との連携を図り、女性の人権を守り、女性の人権の確立を図ります。

(4) 男女共同参画への環境整備

さまざまな分野において女性の意見や考え方が一層反映されるよう、企業や民間団体などに対し、理解と協力を求めるとともに、行政や地域活動などに女性が参画しやすい環境づくりを推進します。

2. 子どもの人権について

現状と課題

子どもの人権については、1989年（平成元年）の国連総会で子どもの人権や自由を尊重し、子どもに対する保護と援助を進めることを目的とした「児童の権利に関する条約」が採択され、わが国も1994年（平成6年）4月にこの条約を批准し、子どもの人権問題の解決に積極的に取り組んでいます。

三重県では、子どもを虐待から守るため、2004年（平成16年）に「子どもを虐待から守る条例」に基づき、「子育て支援指針」、「早期発見対応指針」、「保護支援指針」を策定しました。三指針では、子どもを虐待から守るため、県の行うべきことを明らかにするとともに、連携と協力の観点から、地域社会、関係団体・関係者が果たすべき役割と対応の方向性を示しています。

また、2005年（平成17年）には次世代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境づくりをめざして「三重県次世代育成支援行動計画」が策定されました。

大台町でも、2005年（平成17年）3月に「次世代育成支援行動地域計画前期計画」を策定し、総合的・体系的かつ計画的に事業を推進してきました。

2006年（平成18年）11月には、要保護児童及びドメスティック・バイオレンス（配偶者等暴力）の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関及び関係団体が情報を共有し相互に連携するとともに、地域住民への意識啓発を行なうことを目的として「大台町要保護児童対策地域協議会」が設置されました。

また、2010年（平成22年）3月には、「次世代育成支援地域行動計画後期計画」を作成し、項目ごとに数値目標をかかげ、子育て支援に取り組んできました。

さらに、この行動計画の基本的な考え方を踏襲しつつ、新たに2015年（平成27年）3月には「子ども・子育て支援新制度」の開始に合わせて「子ども・子育て支援事業計画」を策定し、次代を担う子どもたちの権利と利益が最大限に尊重され、子どもたちが健やかに生まれ育つまち、誰もが安心して喜びと生きがいを持って子育てができるまちづくりに取り組んでいます。

しかしながら、少子化の進行、都市化や核家族化の進展、夫婦共働き家庭の増加、高度情報化の進展など、子どもがはぐくまれる家庭や地域環境が大きく変化し、子どもをめぐる問題も複雑・多様化しています。また、インターネットや携帯電話の急速な普及による有害情報の氾濫、出会い系サイトに起因する事件の発生、児童買春・児童ポルノ等、児童の性の商品化など、子どもの人権

が極めて侵害されやすい環境となってきました。

さらに、児童虐待やいじめなど子どもの生命や身体の安全にかかわる事件が近年頻発しています。児童虐待については、児童福祉法と児童虐待防止法が2004年（平成16年）に改正され、虐待事案の検討や社会情勢を踏まえて幾度となく見直されてきました。2019年（令和元年）には、児童福祉法の一部改正で、児童の権利擁護（体罰の禁止の法定化）等が明記され、子どもの安全を第一とした法令改正が進んでいます。

一方いじめについては、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や、人格形成への重大な影響をもたらします。

2013年（平成25年）には「いじめ防止対策推進法」が定められ、次代を担う子どもが安全で安心な環境のなかで成育できるように、行政、保育園、学校、家庭、地域社会が連携して子どもの人権を擁護する取組を進めています。

児童虐待やいじめは重大な人権侵害です。その意識をもって取り組み、各関係機関と連携し子どもの人権を守っていく必要があります。

基本方針

すべての子どもが差別や権利の侵害を受けることなく、子どもの人権が尊重され保護されるよう、人権教育の大切さを啓発するとともに、保育園や学校、家庭、地域社会が連携を図り、子どもの人権を尊重、保障する取組を進めます。

推 進

（1）就学前教育

人とのかかわりの中で、命を大切にする心、人に対する愛情と信頼感をはぐくむ教育の推進に努めるとともに、子どもを取り巻く生活環境や、保護者の思い、願いを十分理解し、一人ひとりの人権を尊重した取組を推進します。

（2）学校教育

自らの権利と立場を自覚し、互いに認め合い、人権を尊重する心を育てます。体験活動等の機会を設け、コミュニケーション能力の向上を図ります。また、いじめの未然防止のための取組や、各校へのスクールカウンセラーの配置を積極的に進めます。

（3）社会教育

地域社会の中で、子どもたちがさまざまな体験を通じて、自分自身の個

性を育てる力やさまざまな文化を理解できる幅広い人間性を身につけていける機会の充実を図ります。また、社会のルールを守ることや、責任を持って自ら考え行動できる子どもに育てていく取組を推進します。

(4) 家庭教育

家庭は、すべての教育の原点であるとの観点から、家庭においても、人権教育をはじめ、社会人としての基礎的な教育ができる環境づくりの強化、また、社会的養護施策として、養育家庭制度（里親制度）の普及や啓発に努めます。また、児童虐待防止に向けては、地域全体の意識の向上に努めるとともに、「大台町要保護児童等対策地域協議会」による支援体制の拡充を図ります。

(5) 子育ての支援

家庭・学校・保育園・地域において、子育て支援のための相談、指導などを目的とした、子育て支援センターと母子保健事業との連携、育児相談、ふれあい事業、交流会や研修会などの充実を図るとともに、自主サークル組織の活動支援を強化します。

(6) 啓発・広報

子どもの人権について、子どもを含む、教育関係者・保護者・地域の人々がともに学習する機会を設け、人権意識を高める学習啓発活動及び情報の提供を推進します。

(7) 関係機関との連携

いじめ・不登校・子育て・家庭内暴力・児童虐待等に対する相談や支援を行う要保護児童等対策地域協議会等の体制の充実を図るとともに、奥伊勢教育支援センター、児童相談所など関係機関との連携により、子どもたちにとって、よりよくやさしい社会環境の整備に努めます。

3. 高齢者の人権について

現状と課題

わが国においては65歳以上の高齢者（以下「高齢者」といいます。）人口は3,588万人（令和元年9月15日現在推計）で、総人口に占める割合は28.4%となり、人口、割合共に過去最高となりました。前年（3,556万人、28.1%）と比べると、32万人、0.3ポイント増と増加しています。当町においても高齢者数は、全人口9,557人のうち40%の3,797人で2.5人に1人が高齢者となっています。さらにこの内、75歳以上の後期高齢者の数は2,191人で高齢者の58%を占めています。高齢者は、この24年間で約1.4倍増加しましたが、5年ごとの伸び率は低下してきているのに対し、75歳以上の後期高齢者の数はこの24年間で1.8倍増となり、まさに「超高齢社会」を迎えています。（平成27年国勢調査による）

多くの高齢者は、介護や在宅福祉サービスを必要としない自立した生活を送っていますが、加齢と共に体力が衰え身体機能が低下し、認知症や寝たきりなど介護を必要とする高齢者が年々増加の傾向にあります。さらに、介護の長期化もみられ、家族の心身の負担が重くなり、その結果、家族の良好な人間関係が損なわれ、高齢者に対する虐待や介護放棄につながるものが危惧されます。

こうした中で、家庭や施設で介護を受けている高齢者を虐待から守る法律として、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」が2006年（平成18年）に施行されました。

また、振り込め詐欺や悪徳商法などにより高齢者が被害を受ける事例も多数見受けられます。

このような現状の中で、「一人暮らしや高齢者世帯の日常生活をどのように支援していくか」、また、「高齢者の幅広い人生経験と豊かな知識をどのように活かしていくか」、「高齢者が趣味や生きがいを持って活動し、生活する場をどのように提供するか」といった課題があります。

また、高齢者の問題は、家庭での立場や地位に関わる問題でもあり、高齢者の人権の擁護や高齢者福祉の環境づくりが求められています。

基本方針

高齢者の多くが長年住み慣れた町で、一生を過ごしたいと考えています。このような高齢者の希望をかなえるためにも、高齢者自らの意思で安心して過ごすことができる環境づくりに取り組みます。また、地域社会にかかわってきた高齢者に対し、尊敬の念をもって接し、高齢者に対する偏見をなくし、老いや介護についても正しく理解し、高齢者の人権に配慮していくような町民の意識の高揚に努めます。

高齢者とその家族を支援するため、介護保険制度・介護予防施策・保健予防施策・高齢者福祉サービスの充実に取り組み、高齢者が住みやすい、住環境の整備された「人にやさしいまちづくり」を推進します。

推 進

(1) 生きがい対策の推進

- ① 高齢者が長年培ってきた知識や経験を活かし、伝統文化や技術、また昔の遊びなどを伝承していくための環境づくりを推進します。
- ② シルバー人材センターの活用を図り、就業の場の確保に努め、社会参加を促進します。会員数が減少していることから、会員数の増に努めます。
- ③ 高齢者のさまざまなニーズに応えられるよう、公民館、地域総合センター等を利用し、高齢者大学や生涯学習講座などを開催して、交流の場や情報の提供を積極的に推進します。
- ④ 高齢者自身が健康で生きがいのある生活を維持するため、地域で活動する老人クラブやボランティア組織を支援します。

(2) 高齢者に対するサービスの提供

- ① 高齢者が長年住み慣れた地域社会の中で安心して暮らすことができるように、地域全体で見守り、支えるための施策・事業を展開します。
- ② 必要なサービスが適正に利用されるよう介護保険制度や各種サービスの啓発に取り組みます。
- ③ 集会所などを利用し、認知症や寝たきりにならないよう、健康相談等の介護予防施策を進めます。また、保健師や地域包括支援センターからの訪問による支援を推進します。

(3) 高齢者福祉の環境づくり

- ① 高齢者が住み慣れた地域でいきいきと安心して生活できる環境づくりに努めます。
- ② 高齢者の一人暮らし世帯や高齢者のみの世帯の安否確認を、地域の協力

を得て見守る運動を展開します。

(4) 教 育

保育園や学校教育において、高齢者とのふれあいや交流活動を通じて、高齢者を理解し、尊重する心を育てます。

(5) 関係機関との連携

- ① 高齢者の人権に配慮し、利用者自身の意思決定を尊重した福祉サービスや介護予防事業が提供できるよう、関係機関との連携を図ります。
- ② 高齢者虐待に関する予防や早期発見・早期対応等を図るために相談窓口の充実に努めます。

4. 障がい児・障がい者の人権について

現状と課題

障がいを持つ人々の基本的人権を尊重し、個人としての権利を保障することは、すべての障がい児・障がい者施策の基本であります。

世界では、「国際障害者年」1981年（昭和56年）、「国連・障害者10年」1983年（昭和58年）～1992年（平成4年）、2003年（平成15年）から2012年（平成24年）までの新しい「アジア太平洋障害者の10年」の動きの中、「完全参加と平等」の理念を定着させていくことを目的に、2007年（平成19年）3月30日、国連において82か国が署名し障害者の権利条約が制定され、我が国では、2012年（平成24年）1月20日に障害者権利条約の締結国になりました。

近年、多くの国々でさまざまな障がい児・障がい者施策が推進されるとともに、障がいのある人が障がいのない人と同等に生活し活動できる社会をめざすというノーマライゼーションの理念が、広く浸透しつつあります。

わが国は、2003年度（平成15年度）から2012年度（平成24年度）までの10年間を計画期間とする障害者基本計画に基づき、国民だれもが相互に人格と個性を尊重し支えあう「共生社会」の実現をめざして、さまざまな取組が進められてきました。さらに、2004年（平成16年）に改正された、「障害者基本法」の中で、「何人も、障がい者に対して、障がいを理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない。」と差別の禁止を規定するとともに、障がい者のための施策に関する基本的な計画の策定を義務づけています。

また、2006年（平成18年）4月に「障害者自立支援法」が施行され、障がいの種別（身体障がい・知的障がい・精神障がい）にかかわらず、障がいのある人に必要とするサービスが利用できるようサービス提供の仕組みを一元化し、施設、事業が再編されました。2012年（平成24年）10月には、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（障害者虐待防止法）が施行され、また2013年（平成25年）4月には、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）」が施行され、制度の谷間のない支援を提供する観点から、障がい児・障がい者の定義に新たに難病等が追加され、一定の障がいのある人が障がい福祉サービスを受けることができるようになりました。さらに2013年（平成25年）6月には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が可決・成立し、平成28年4月に施行されるなど、障がい児・障がい者の権利を

保障する制度が整えられつつあります。

県では、障がい保健福祉を取り巻く環境が大きく変革するなかで、「障がいの有無によって分け隔てられることなく、お互いに人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現」を基本理念とする「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成24年度～平成26年度）」を策定しました。2018年（平成30年）には改定を行い、「みえ障がい者共生社会づくりプラン（平成30年度～令和2年度）」を策定し、障がい児・障がい者施策の着実な推進をしています。

町では、2012年（平成24年）3月に「第2期大台町障がい者計画・第3期大台町障がい者福祉計画」を策定し、2015年（平成27年）3月には「第3期大台町障がい者計画・第4期大台町障がい者福祉計画」を策定しました。

さらに2018年（平成30年）3月には「第4期大台町障がい者計画・第5期大台町障がい者福祉計画」及び「第1期大台町障がい児福祉計画」を策定し、障がい児・障がい者の自立に向けたホームヘルプサービス等の在宅サービスや相談支援体制の充実を図り、地域でのサポート体制の確立に努める他、就労継続支援などの事業を実施しています。

一方、町内の公共施設は、車椅子用のスロープなどのバリアフリー化はなされているものの、実際利用するとなると、人の援助が無いと利用しづらい施設が多くあり、利用者の使い勝手の観点に立って、改良をしていく必要があります。

こういった「物理的なバリアフリー」を図るだけでなく、障がいに対する偏見をなくす「心のバリアフリー」が求められています。最近では、障がい者だけでなく年齢や性別などにかかわらず誰もが使いやすい「ユニバーサルデザイン」の考え方も急速に普及しています。障がい児・障がい者が地域の人々とともに普通に生活し、活動することがあたり前にできる社会を構築するために、ノーマライゼーションの理念の実現をめざし、障がい児・障がい者の社会への完全参加と平等に向けた「人にやさしいまちづくり」を推進していく必要があります。

基本方針

人はだれもが、生まれながらにして、一人の人間として尊重され、住み慣れた地域の中で幸せな生活を送る権利を持っています。しかし、障がい者を取り巻く社会環境には、心理的、物理的、経済的等のさまざまな障壁があります。

今後、こうした障壁を取り除き、障がい者の意欲や能力に応じた社会参加ができるようノーマライゼーションの理念の実現をめざした「人にやさしいまちづくり」を推進します。

推 進

(1) 教 育

保育園、学校教育の場においては、障がい児・障がい者とのふれあいや福祉体験学習などを通して、障がい児・障がい者やその障がいについて理解し、相手の立場に立って考え、行動できる力を育てます。

(2) 自立の支援と環境づくり

- ① 障がい児・障がい者が、地域で安心して生活できるよう、生活環境面における障壁をなくし、自由な社会参加が可能となる、人にやさしいまちづくりを推進します。
- ② 公共施設においては、ユニバーサルデザインを推進し、誰もが利用しやすい施設の整備・合理的配慮に努めます。
- ③ 障がい児・障がい者の外出を支援し、社会参加を促進するため、おもいやり駐車場利用証制度やヘルプマークの普及に努めます。
- ④ 障がい者が自立した生活を送ることができるように、就労継続支援事業や地域生活支援事業の充実に努めます。また、地域社会や企業、関係機関との連携を図り、能力や適性に応じた雇用の促進に努めます。
- ⑤ ホームヘルプサービスなどの在宅サービスや相談支援体制の充実に努めるなど、地域でのサポート体制を確立します。
- ⑥ 障がい児・障がい者の自立と社会参加を支援するため、障がいに応じた教育の推進や施設整備を「第4期大台町障がい者計画・第5期大台町障がい福祉計画・第1期大台町障がい児福祉計画」などにより推進します。
- ⑦ 知的障がいのある人や精神障がいのある人等、自己の意志表示が困難な人の財産管理・権利擁護などを目的とした成年後見制度や地域福祉権利擁護事業の啓発に努めます。
- ⑧ 障がい児・障がい者虐待に関する予防や早期発見・早期対応などを図るために相談窓口の充実に努めます。

(3) 広報・啓発活動

障がいのある人もない人も気軽に楽しむことができる各種行事、スポーツやレクリエーションなどを通して、心のバリアをなくし、正しい理解を深める交流の機会を設けるとともに、障がい児・障がい者の人権に関する情報提供やボランティア活動への呼びかけに努め、町民への啓発や広報活動を推進します。

5. 同和問題について

現状と課題

1965年（昭和40年）の「同和対策審議会答申」において、同和問題は、人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり、日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる深刻かつ重大な社会問題であるという基本認識が示されました。

この「同和対策審議会答申」を受けて、1969年（昭和44年）に「同和対策事業特別措置法」が制定されて以来、三重県においても、住宅や道路整備などの生活環境の改善や人権意識の高揚のための教育、啓発などの同和問題の解消に取り組み、推進してきました。これまでの差別を撤廃するための具体的な取組により、生活環境の改善などの物的な基盤整備については一定の成果が見られるものの、依然として差別事象が発生し、教育・啓発の課題が残っています。

本町では、国・県の各種事業を取り入れて同和問題の早期解決に向け、地域の環境整備に努めるとともに、地区別人権啓発懇談会や、ミニ人権大学、人権講演会、人権フェスティバル、人権を考える中高生の集い等を開催し、町民の人権意識向上のための事業を推進してきました。

学校においても人権学習や、人権フォーラム、人権講演会などの事業を積極的に実施し、差別をなくそうとする意欲と実践力を持つ児童・生徒の育成を図ってきました。また、人権教育指導員を配置し、啓発、相談などさまざまな事業にも取り組んできました。長年にわたって行われてきた同和教育や人権啓発活動により人権意識は高まりつつありますが、依然として結婚における差別などの事象が発生しています。

近年、全国的に、インターネットを悪用した同和問題などにかかわる差別事象や人権侵害が増加しており、監視と規制、さらには未然防止を目的とした教育、啓発の体制づくりなど、早急に対応を講じる必要が生じています。

このように社会における情報化の進展をはじめ、景気の低迷、高齢化の進行など、時代の変化に伴い生じる課題とともに、教育、就労面への取組が求められています。

今後も行政、学校などにおいて、同和問題の解決に向け、正しい知識と理解を深めるための啓発活動や人権教育を一層充実し、推進していくことが求められています。

基本方針

同和問題の早急な解決は国の責務であり、同時に国民的課題であるとの基本認識のもと、本町においても、結婚問題をはじめとする部落差別が現存する限り、これらの解消に向けたさまざまな取組を積極的に推進します。また本町における同和問題の現状と課題を踏まえ、心の中にある潜在的な差別意識をなくす啓発活動や人権教育を進め、一人ひとりの人権が大切にされる、公平で公正な社会の実現を図ります。

推 進

(1) 啓 発

町民一人ひとりが同和問題を自分の問題として受け止め、行動に結びつくような啓発活動に努めます。推進にあたっては、行政と地域、学校、保育園、事業所、各種団体などと連携し、人権尊重の地域づくりを進めます。

町民を対象とした、人権講演会・人権講座の開催や「広報おおだい」及び、ケーブルテレビの行政チャンネルなどを活用した啓発を進めるとともに、「人権フェスティバル」などの町民が主体的に参加できる機会を増やし人権問題を自ら解決していくためのネットワークづくりも推進します。

また、国・県などの関係機関等と連携を取りながら、大台町におけるあらゆる相談機能の充実を図ります。

(2) 教 育

① 保育園・学校教育

子どもたちが集団活動を通して、お互いの思いや願いを出し合い、仲間との結びつきを深めようとする態度の育成に努めます。また、歴史学習や部落問題学習を通して、同和問題に対する正しい知識と理解を持たせ、自分自身の課題として解決することができる力を養います。

② 社会教育

すべての町民が、同和問題に対する正しい理解と認識を深め、人権意識を高めるための生涯学習を推進します。また、差別を解消するための意欲と実践力を備えた指導者を養成するとともに、社会教育施設での人権学習の充実を図ります。

6. 外国人の人権について

現状と課題

近年わが国では、国際的な人的、物的交流と情報通信の発達に伴い、外国人と隣り合っただけでなく暮らす社会が現実のものとなり、我々の生活と切り離せない関係となってきています。

特に、1990年（平成2年）の「出入国管理及び難民認定法」改正以降、南米諸外国を中心に、日系外国人等の人口の急激な増加がみられます。また、少子高齢化に伴う社会構造の変化により今後ますます外国人労働者の雇用が進み増加することが予測されています。

そのような中、2014年（平成26年）7月施行の「住民基本台帳法の一部を改正する法律」により外国人登録制度が廃止され、外国人についても住民票が作成されました。これによって様々な行政サービスが受けやすくなるなど、外国人にとって利便性が高まりました。

しかし、人種、宗教、言語、文化、習慣、価値観などの相互理解がまだまだ十分でないことから、外国人に対する偏見や差別などの人権問題が地域社会や職場で生じてきています。また、歴史的、地理的に関係の深い近隣諸国の人々に対する理解や認識もまだまだ十分とはいえません。

本町には2013年（平成25年）12月現在、12か国69人の外国人が在住し、町内外の企業にも就労するなど、地域においても外国人と接する機会が増えています。

このような状況の中、本町では、1998年（平成10年）に「外国人高齢者福祉給付金」を創設し、町内に在住する外国人高齢者の処遇改善を図ってきました。今後も外国人が安心して暮らしやすい地域の国際化を進めるため、行政分野、町民、民間団体においてのより一層の努力と取組が求められています。

基本方針

外国人と日本人が町民として、互いの違いを認め合い、共に生き、共に助け合える地域社会を実現するため、お互いに多様な価値観を持つことや、異なった歴史、文化に対する正しい認識を深め、相互に尊重しあいながら安心して暮らすことのできる町づくりに努めます。

推 進

(1) 生活情報

関係機関と連携しながら外国語表記による生活情報の提供を住民登録窓口配置するとともに、相談業務の改善を推進します。

(2) 厚生援助

現行の保険・福祉などの制度について、対象となる外国人が不利益とならないように、制度の周知を図ります。

(3) 就 労

外国人の就労について、不当な取扱いがされることのないように、商工会など関係機関と連携し、事業主などに対して国が定めた「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」の周知に努めるとともに、その正しい理解と認識を求め、就労の機会均等の確保に努めます。

(4) 教育・啓発

学校教育や社会教育において、外国の文化や習慣、価値観を理解し、互いの違いを尊重する態度や、ともに協調して生き、助け合う態度を育成するために外国語指導助手（ALT）を介した異文化交流の機会の拡大に努めます。

関係機関などと連携しながら、歴史的、地理的に関係深いアジア近隣諸国の人々に対する差別や偏見を解消するため、教育や啓発を通してわが国との歴史的経緯を踏まえた理解を深めていきます。

7. さまざまな人権問題について

現状と課題

女性、子ども、高齢者、障がい児・障がい者、同和問題、外国人に関する人権問題のほかにもさまざまな人権問題があります。

1つには、さまざまな病気、特に感染症に対する正しい知識と理解が十分に普及しているとはいえず、H I V、ハンセン病などの感染症に対する誤った知識や偏見などによるプライバシーの侵害があります。

2つ目には、犯罪被害者に対する偏見などの差別問題があげられます。犯罪被害者は、犯罪行為による直接被害だけでなく、それに起因する精神的、経済的なさまざまな被害を受けると同時に、被害者本人だけでなく、被害者の家族も同様に、マスコミによる報道や地域社会の風評などにより、負担を強いられています。

3つ目には、刑を終えて出所した人やその家族に対する偏見や差別は根強いものがあり、就職に際しての差別問題等があります。

4つ目には、近年のめざましい情報・通信技術の発達により、インターネットなどを悪用した人権侵害や個人情報が自分の知らない間に集められ、利用されるといった問題など、「プライバシー保護」にかかわる問題や、スマートフォンの普及やSNSの利用拡大による新たな人権問題が起こっています。

5つ目には、アイヌの人々の民族としての歴史や文化、伝統などに関する知識や理解不足からくる偏見や差別もあります。

また、この他にもホームレス、ニート、L G B Tの人びとに対する偏見や差別についての問題もあります。

当町においては、こういったさまざまな人権問題についても、町民一人ひとりが自分の中に正しい認識を持つことが重要であるといえます。

基本方針

社会環境の変化に伴って新たに生じる人権問題があります。これらのさまざまな間違った理解や偏見から差別などの人権侵害につながる可能性があります。

このようなことから、町民一人ひとりが真に人権尊重の観点で公平で公正な地域社会の実現をめざすための人権教育・啓発を推進します。

推 進

(1) 教 育

具体的な人権侵害の事例について学習することにより、正しい知識と理解を深め、あらゆる差別を許さない心を育てます。

(2) 啓発・広報活動

間違った理解や偏見から生じるさまざまな差別などの人権侵害をなくするため、あらゆる機会を通じ、啓発・広報活動を推進します。

第3章 施策の推進

1. 推進体制

この人権施策基本方針の推進にあたっては、人権教育、人権啓発、相談事業など町が実施する施策全般にわたり、人権尊重の観点から総合的かつ体系的に推進を図ります。また、国・県・事業所・各種団体などとも連携を図り、人権尊重意識の一層の高揚に努めます。

なお、基本方針は、概ね5年間を目途に、大台町人権施策審議会で見直しを行うものとしてします。

2. 教育・啓発

学校教育や社会教育の場において、多様な人権学習の機会の提供に努めます。

また、町をはじめ各事業所内において、人権問題に対する意識の向上を図ります。

町民が人権問題に対して正しく理解し、その解決にあたるようあらゆる機会、あらゆる年齢層に対して、人権教育・啓発を推進します。

3. 人材の育成

人権教育では、体系的な研修や経験・参加型学習など多様な手法や内容を企画することができる指導者や、それぞれの地域で人権問題が気軽に相談や助言などができる指導者が求められています。

そのため、県・民間団体との連携を図り、指導者の育成と確保に努めます。

4. 情報の提供

日常生活においては、人権尊重の意識は高まりつつありますが、実践に結びついていない現状もあります。こうした状況のなか、人権問題に向けた町民の自主的学習や実践的行動につながる情報を、広報紙やさまざまな機会を利用して提供できるよう努めます。

5. 相談・支援体制

町が行っている「特設人権相談」や社会福祉協議会の「心配ごと相談」などの相談

事業の周知を図るとともに、相談者が利用しやすい体制づくりを進めます。

また、三重県人権センター、児童相談所、女性相談所、津地方法務局松阪支局などの関係機関と連携を図り、多様な相談や支援体制の充実を図ります。

6. ボランティア・NPO活動

多様な価値観をもった自主的なボランティア活動やNPO活動は、福祉、教育、環境保全、人権擁護などさまざまな領域におよび、子どもから高齢者まで幅広い世代の人々が参加するようになってきています。

ボランティア活動は、個人の自主的な意志に基づき、その技能や経験、余暇時間などを活用して社会に貢献する活動であるとともに、人権が尊重され、共に支え合う地域社会の実現に、ボランティアやNPOの果たす役割は大きなものがあり、今後の活動の機会や情報の提供などの支援や連携に努めます。

参考資料

用語等の解説

● 大台町子育て支援センター

町内の子育て支援の拠点とし、子どもが幸せに育つよう、さまざまな面から子育てを支援する。また、平成16年児童福祉法改正法により、平成17年4月から児童家庭相談に応じることが市町村の業務となり、虐待の未然防止、早期発見を中心に取組が求められており、子育て支援センターもその窓口として直接の来所または電話による相談や通告の受け付けを行っています。

● 大台町要保護児童等対策地域協議会

要保護児童及びドメスティック・バイオレンス（配偶者等暴力）の早期発見やその適切な保護を図るため、関係機関及び関係団体が情報を共有し相互に連携するとともに、地域住民への意識啓発を目的としています。

● 奥伊勢教育支援センター（おくいせ教室）

奥伊勢教育支援センター（おくいせ教室）では不登校の児童・生徒の気持ちを十分に受け入れ、安心して自分自身をみつけることができる居場所を保障し、関係機関と連携を密にしながら、一時的に支援することを運営方針とし、心理的・情緒的な理由により不登校状態にある通級可能な児童・生徒に対して、心身の安定と集団への適応を図ることを運営目標としています。

● 子どもたちへの虐待や性暴力

近年、子どもに対する性的搾取や性的虐待などの事件が多発しており、このことから、子どもを保護し、権利を擁護する措置として、1999年（平成11年）11月から、「児童買春、児童ポルノにかかる行為等の処罰及び児童保護に関する法律」が施行されました。略して、「児童買春禁止法」とも呼ばれます。

この法律の目的は、児童に対する性的な搾取や虐待が、はなはだしい人権侵害であるため、児童買春やポルノにあたる行為を処罰し、これらの被害を受けた児童の保護の措置として、1999年（平成11年）5月に公布されました。

これまでも、刑法や児童福祉法、自治体条例により一定の範囲で処罰されましたが、各法律のおよばない範囲や、条例では自治体ごとに異なるなど、

現行法では十分に規制できない部分についても補えるような法律が必要となったため制定されました。なお、この法律では18歳に満たない人を「児童」といっています。

● 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律

一般的には、「男女雇用機会均等法」と呼ばれており、雇用の分野での差別撤廃を目的にした法律です。

内容は、募集・採用・配置・昇進・教育訓練・定年・退職・解雇といった雇用におけるあらゆる男女差を禁止し、違反した場合、企業名公表制といった制裁措置が設けられています。また、セクシュアル・ハラスメントに対する企業の防止義務などを定めているほか、職場における男女格差を是正し、能力を十分に発揮できるための雇用環境の整備・人材発掘などといった積極的な措置（ポジティブ・アクション）も行われるように定められています。

● ジェンダー

生物学的な性差（SEX）に対して、「男らしさ」「女らしさ」のように、歴史的、社会的、文化的につくりあげられてきた性差をいいます。

● 児童の権利に関する条約

この条約は、1989年（平成元年）の国連の総会において、18歳未満のすべての人の保護と基本的人権を国際的に保障し、推進するため採択されたもので、一般的には、「子どもの権利条約」といわれています。

この条約の特徴は、子どもを大人と同等の権利の主体としてとらえ、差別撤廃と平等保障の原則を強調しており、子どもの権利を国際協力の力で守ることを原則としていることです。

条約では、子どもが自分のことについて自由に意見を述べ、表現し、集うことが認められるべきであり、そのためには子どもも他人のことを考え、道徳を守る必要があるといったことのほかにも、私生活・家庭・住居・通信に対して、不法に干渉されないことや、暴力・虐待といった不当な扱いから守られるべきことなどが定められています。

● 成年後見制度

2000年（平成12年）4月から実施されている制度です。

近年、財産の管理や遺産相続に関わるトラブル、介護に関する家族や施設職員からの虐待などによって、判断能力が十分といえない成年者（認知症の

高齢者、精神障がい者、知的障がい者など）への人権侵害が非常に増えてきました。しかし、以前の「禁治産・準禁治産制度」では権利擁護の点からは、十分にそれらの人権侵害に対応できないことから、制度改革に向けて1997年（平成9年）10月から審議が行われてきました。

「成年後見制度」の特徴としては

- ① 判断能力が衰えるまえに自らサポートしてくれる人を選び、能力が衰退後に本人の意思を尊重して支援にあたる。
- ② 改正前の「禁治産・準禁治産制度」にあたる「後見」「保佐」のほかに、軽度の認知症や障がいを持った人々を対象にした「補助」を設け、家庭裁判所が保護の内容などを本人の言い分を聞いた上で判断する。
- ③ 財産管理的な面だけでなく、さまざまな心身・生活状況（医療・施設の入退所、住居確保、リハビリ、介護など）に配慮したサポートが受けられるといったものです。

● セクシュアル・ハラスメント

職場などで相手方の意志に反して不快・不安な状態に追い込む、性的なことばや行為。また、そのような言動により就労上または、修学上の環境を悪化させることをいいます。

● 男女共同参画社会基本法

男女が社会の対等な構成員として、自分の意思によって、社会のあらゆる分野の活動に参画する機会を確保され、均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受し、共に責任を担う社会を形成することをめざしてつくられました。この法では、「国は、男女共同参画社会に向けて施策を実施する責務を有する。地方公共団体も同様の責務を有する。国民もこの形成に寄与するように努めなければならない。」と、国だけでなく、地方公共団体や国民にも、男女共同参画社会に向けて努力することが明記されています。

● 地域福祉権利擁護事業

認知症の高齢者、知的障がい者、精神障がい者等で判断能力が不十分な人が自立した地域生活を送れるよう福祉サービスの利用援助を行うことにより、その人の権利擁護に資することを目的としたもので、契約内容や本人の意思能力等の確認を行う「契約締結審査会」及び適正な運営を確保するための監督を行う第三者機関である「運営監視委員会」を設置することにより、契約による事業の信頼性や的確性を高め、利用者が安心して利用できる仕組みとしています。

● 超高齢社会

65歳以上の人が総人口に占める割合のことを「高齢化率」といいます。この高齢化率が7%を超えると「高齢化社会」、14%を超えると「高齢社会」、21%を超えると「超高齢社会」ということになります。日本は1970年（昭和45年）に高齢化率が7%を超え、1994年（平成6年）には14%を超え、2005年（平成17年）10月には20.04%と初めて20%を突破しました。2013年（平成25年）には高齢化率は25.0%となり、人口、割合共に過去最高となり、日本はまさに本格的な、超高齢社会へ突入したといえます。

● 同和对策審議会答申

国は、1961年（昭和36年）同和对策審議会を設置し、「同和地区に関する社会的及び経済的諸問題を解決するための基本方針」について諮問しました。

審議会は1965年（昭和40年）8月、国に答申を出しました。この答申は、国がはじめて部落差別が存在することを認め、同和問題を解決するための基本的な方策を明らかにした重要なものです。答申前文では、「同和問題は人類普遍の原理である人間の自由と平等に関する問題であり日本国憲法によって保障された基本的人権にかかわる課題である。・・・その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である・・・」としています。

● ドメスティック・バイオレンス（家庭内暴力）

略して「DV」ともいわれています。一般的には、家庭内で発生するすべての暴力をいいますが、女性の人権問題においては、夫やパートナーから女性に向けられる暴力のことをいいます。

● ニート

内閣府の定義では「高校や大学などの学校及び予備校・専修学校などに通学しておらず、配偶者のいない独身者であり、ふだん収入を伴う仕事をしていない15歳以上34歳以下の個人である」としています。

● ノーマライゼーション

1950年ごろデンマークではじまったもので、障がいのある人を特別視するのではなく、社会の中で普通の生活が送れるように条件整備を整えるべきであり、障がいのある人も、共に生活し、活動できる社会こそ当然の社会

であるとする考え方です。

● バリアフリー

障がいのある人が社会生活を営むうえで、障壁（バリア）となるものを除去することです。建築物の段差など物理的障壁を除去することをいう場合が多いのですが、障がいのある人の社会参加を困難にしている社会的、制度的、心理的なすべての障壁の除去といったより広い意味でも用いられています。

● 合理的配慮

障害者の権利に関する条約「第二十四条 教育」においては、教育についての障害者の権利を認め、この権利を差別なしに、かつ、機会の均等を基礎として実現するため、障害者を包容する教育制度等を確保することとし、その権利の実現に当たり確保するものの一つとして、「個人に必要とされる合理的配慮が提供されること。」を位置付けています。同条約「第二条 定義」においては、「合理的配慮」とは、「障害者が他の者と平等にすべての人権及び基本的自由を享有し、又は行使することを確保するための必要かつ適当な変更及び調整であって、特定の場合において必要とされるものであり、かつ、均衡を失した又は過度の負担を課さないものをいう。」と定義されています。

● いじめ

一定の人間関係のある者から、心理的・物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。

● LGBT

Lesbian（レズビアン、女性同性愛者）、Gay（ゲイ、男性同性愛者）、Bisexual（バイセクシュアル、両性愛者）、Transgender（トランスジェンダー、性別越境者）の頭文字をとった単語で、セクシュアル・マイノリティ（性的少数者）の総称のひとつです。

電通ダイバーシティ・ラボの2015年（平成27年）の調べ（全国69989名にスクリーニング調査を実施）では、日本におけるLGBTの割合が人口の7.6%（約13人に1人）存在すると言われています。

「人権尊重の町宣言」

すべての人々の基本的人権が尊重される自由で平等な社会の実現は人類の共通の願いであります。

しかし、今なお、現実の社会生活においては、さまざまな人権問題が存在しており、この問題を解決するためには、私たち町民一人ひとりが自らの人権意識を高めなければなりません。

よって、すべての人々の人権をまもり、明るく住みよい社会を築くため、ここに大台町を「人権尊重の町」とすることを宣言します。

平成18年12月21日

大 台 町

大台町人権尊重のまちづくり条例

(目的)

第1条 この条例は、すべての国民に基本的人権の享有を保障し、法の下の平等を定める日本国憲法の理念の下に制定された「人権尊重の町」宣言の趣旨にのっとり、人権尊重に関し、町及び町民の責務を明らかにするとともに、その施策の基本となる事項を定めることにより、明るく住みよい「人」にやさしい町の実現を図ることを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において「町民」とは、本町に住所を有する者、滞在する者、町内に所在する事業所の事業主及び事業所に勤務する者をいう。

(町の責務)

第3条 町は、第1条の目的を達成するため、人権尊重のまちづくりの実現に関する施策（以下「人権施策」という。）を積極的に推進するものとする。
2 町は、人権施策を推進するにあたっては、国、県及び関係機関と連携協力するものとする。

(町民の責務)

第4条 町民は、自ら人権意識の高揚に努めるとともに、相互に人権を尊重するものとする。
2 町民は、町などが実施する人権施策に積極的に協力するものとする。

(基本方針)

第5条 町は、人権施策を推進するため、その基本となる方針（以下「人権施策基本方針」という。）を定めるものとする。
2 人権施策基本方針は、次に掲げる事項を定めるものとする。
(1) 人権尊重の基本理念
(2) 人権施策に関すること
(3) 前各号に掲げるもののほか、人権施策を推進するために必要な事項

(大台町人権施策審議会の設置)

第6条 町は、目的達成のため、大台町人権施策審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 町長は、人権施策基本方針の策定にあたっては、あらかじめ審議会の意見を聴くものとする。
- 3 審議会は、人権施策に関し、町長に意見を述べることができる。

（審議会の組織等）

第7条 審議会は、委員17人以内で組織する。

- 2 委員は、人権に関し識見を有する者のうちから、町長が任命する。
- 3 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 4 委員は、再任することができる。
- 5 前各号に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し、必要な事項は町長が定める。

（委任）

第8条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、町長が定める。

附 則

この条例は、平成19年3月26日から施行する。

日本国憲法（抜粋）

（国民たる要件）

第10条 国民たる要件は、法律でこれを定める。

（基本的人権）

第11条 国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる。

（自由及び権利の保持義務と公共福祉性）

第12条 この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

（個人の尊重と公共の福祉）

第13条 すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

（平等原則、貴族制度の否認及び栄典の限界）

第14条 すべて国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

（奴隷的拘束及び苦役の禁止）

第18条 何人も、いかなる奴隷的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

（思想及び良心の自由）

第19条 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

（信教の自由）

- 第20条** 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。
- 2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。
 - 3 国及びその機関は宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

(集会、結社及び表現の自由と通信秘密の保護)

- 第21条** 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。
- 2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

(居住、移転、職業選択、外国移住及び国籍離脱の自由)

- 第22条** 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。
- 2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

(学問の自由)

- 第23条** 学問の自由は、これを保障する。

(家族関係における個人の尊厳と両性の平等)

- 第24条** 婚姻は、両性の合意のみに基づいて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。
- 2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等等に立脚して、制定されなければならない。

(生存権及び国民生活の社会的進歩向上に努める国の義務)

- 第25条** すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。
- 2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

(教育を受ける権利と受けさせる義務)

- 第26条** すべて国民は、法律に定めるところにより、その能力に応じて、

ひとしく教育を受ける権利を有する。

- 2 すべて国民は、法律に定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。

(勤労の権利と義務、勤労条件の基準及び児童酷使の禁止)

第27条 すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

- 2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。
- 3 児童は、これを酷使してはならない。

(勤労者の団結権及び団体行動権)

第28条 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

(財産権)

第29条 財産権は、これを侵してはならない。

- 2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するように、法律でこれを定める。
- 3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用いることができる。

(生命及び自由の保障と科刑の制約)

第31条 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪われ、又はその他の刑罰を科せられない。

(裁判を受ける権利)

第32条 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪われない。

(逮捕の制約)

第33条 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となっている犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

(抑留及び拘禁の制約)

第34条 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及び

その弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

(侵入、捜索及び押収の制約)

第35条 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、捜査及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基づいて発せられ、且つ捜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

《最高法規》

(基本的人権の由来特質)

第97条 この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であって、これらの権利は、過去幾多の試練に堪え、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

(憲法の最高性と条約及び国際法規の遵守)

第98条 この憲法は、国の最高法規であって、その条規に反する法律、命令、詔勅及び国務に関するその他の行為の全部又は一部は、その効力を有しない。

2 日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする。

世界人権宣言（仮訳文）

採択 1948年12月10日（昭和23年）
（国際連合第3回総会）

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、

人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、

人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権を保護することが肝要であるので、

諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、

これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするために最も重要であるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

社会の各個人及び機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な斬新的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、

この世界人権宣言を公布する。

（自由平等）

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利

とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

(権利と自由の享有に関する無差別待遇)

第2条 1 すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

2 さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国または地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

(生存、自由、身体の安全)

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

(奴隷の禁止)

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

(非人道的な待遇又は刑罰の禁止)

第5条 何人も、拷問又は残虐な、非人道的な若しくは屈辱的ない若しくは刑罰を受けることはない。

(法の下に人としての承認)

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

(法の下における平等)

第7条 すべて人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべて人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

(基本的権利の侵害に対する救済)

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する

行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

(逮捕、拘禁又は追放の制限)

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

(裁判の公平な審理)

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たって、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

(無罪の推定、罪刑法定主義)

第11条 1 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

2 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為または不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

(私生活、名誉、信用の保護)

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、または名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

(移転と居住)

第13条 1 すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

2 すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

(迫害)

第14条 1 すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

2 この権利は、もっぱら非政治犯罪または国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴迫の場合には、援用することはできない。

(国籍)

第15条 1 すべて人は、国籍を持つ権利を有する。

2 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

(婚姻と家庭)

第16条 1 成年の男女は、人種、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることはなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中、及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

2 婚姻は、婚姻の意思を有する両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

3 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

(財産)

第17条 1 すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

2 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

(思想、良心、宗教)

第18条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表現する自由を含む。

(意見、発表)

第19条 すべて人は、意志及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることはなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

(集会、結社)

第20条 1 すべての人は平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

2 何人も結社に属することを強制されない。

(参政権)

第21条 1 すべて人は、直接に又は自由に選出された代表を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

2 すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。

3 人民の意思は、統治の権力の基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならない。また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続きによって行われなければならない。

(社会保障)

第22条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

(労働の権利)

第23条 1 すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

2 すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。

3 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。

4 すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

(休憩、余暇)

第24条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

(生活保障)

第25条 1 すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、

保障を受ける権利を有する。

- 2 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

(教育)

- 第26条 1 すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的の段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならない。また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。
- 2 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人種的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の活動を促進するものでなければならない。
 - 3 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

(文化)

- 第27条 1 すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。
- 2 すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物理的利益を保護される権利を有する。

(社会的国際的秩序)

- 第28条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

(社会に対する義務)

- 第29条 1 すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。
- 2 すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当たっては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。
 - 3 これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

(権利と自由に対する破壊的活動)

第30条 この宣言のいかなる規定も、いずれの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

大台町人権施策審議会委員名簿

磯田 諄二	会長
辻川 和子	副会長
岡村 敏子	委員
澤 正昭	委員
高橋 克弥	委員
武田 善之	委員
中谷 隆司	委員
中村 建也	委員
正木 里美	委員
松崎 寛子	委員
山下 晃	委員

大台町人権施策基本方針

(平成20年6月発行)

(平成27年1月改定)

(令和2年3月改定)

発行：大台町

三重県多気郡大台町佐原750番地

Tel 0598-82-3783

Fax 0598-82-2202

